

大淀町立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大淀町立図書館（以下「図書館」という。）において配架する雑誌を広告媒体として活用することにより新たな財源を確保し、図書館の雑誌の整備の充実とサービス向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、雑誌スポンサーとは、図書館に所蔵する資料の収集を支援することを目的として図書館に雑誌を提供する企業、商店、団体または個人をいう。

2 雑誌スポンサー制度とは、図書館が雑誌スポンサーから雑誌の提供を受け、当該雑誌スポンサーの広告を掲載した当該雑誌を図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

(雑誌スポンサーの資格)

第3条 雑誌スポンサーとなることができるものは、図書館に1年以上の期間にわたり雑誌を継続して提供することが可能なものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、雑誌スポンサーとなることができない。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）または会社更生法（平成14年法律第154号）による再生または更生手続中である者
- (4) 本町の入札参加資格において指名停止措置を受けている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または次のいずれかに該当する者（法人または団体の場合にあつては、当該法人の役員および構成員が次のいずれかに該当する場合を含む。）
 - ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
 - イ 法人の役員等が暴力団員であるものまたは暴力団員（以下「暴力団等」という。）がその経営に実質関与している者
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を得る目的または第三者に損害を与える目的で暴力団等を利用している者
 - エ 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体）
- (7) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を行う者
- (8) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者
- (9) 法人税、所得税、都道府県税、市町村税、消費税および地方消費税を滞納している者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、雑誌スポンサーとして適当でないと町長が認める者

(広告の内容)

第4条 広告の内容は、町行政の公共性、品位および信頼性を損なうおそれがなく、かつ、町民に不利益を与えないものでなければならない。

2 広告の内容が次の各号のいずれかに該当または該当するおそれがあるものは、広告の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に当たるもの
- (6) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に掲げる営業に関するもの
- (7) 青少年の保護または健全育成に反するもの
- (8) 求人広告その他これに類するもの
- (9) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (10) 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

(雑誌の選定)

第5条 雑誌スポンサーになろうとする者は、図書館が作成した「雑誌リスト」の中から提供希望する雑誌を選定するものとする。

(申込み)

第6条 雑誌スポンサーになろうとする者は、大淀町立図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて提出するものとする。この場合において、同一の雑誌について複数の申込みがあったときは、申込みの早い者を優先するものとする。

- (1) 広告図案
- (2) 会社概要等（業種等がわかるもの）
- (3) 市区町村税の納税通知書

2 大淀町内に所在地を有する事業主等で、町が町税の納付状況に関する調査をおこなうことについての同意がある場合は、前項の市区町村税の納税証明書の添付を要しない。

(決定と契約)

第7条 前条の規定による申込みを受けた町長は、その内容を審査し、申込者に大淀町立図書館雑誌スポンサー決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 前項の規定による雑誌スポンサー決定通知後は、雑誌スポンサーの辞退はできない。

3 町および申込者は、第1項の決定に基づき覚書（様式第3号）を締結するものとする。

(雑誌の提供と所有権等)

第8条 雑誌スポンサーは、前条第1項の規定による決定を受けたときは、当該決定に係る雑誌を甲が指定する方法により、図書館に提供するものとする。

2 雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌（以下「提供雑誌」という。）は、図書館に所蔵された他の資料と同様に取り扱うものとする。

- 3 雑誌スポンサーは、提供する雑誌の刊行の廃止その他の理由により、引き続き雑誌スポンサー制度を継続することが困難であると認められるときは、提供する雑誌の変更その他必要な事項について、あらかじめ図書館長と協議しなければならない。

(費用負担)

第9条 第7条第1項の規定により決定を受けた雑誌スポンサーは、提供雑誌の年間購入に係る経費の全額を負担するものとする。

- 2 雑誌スポンサーはが負担する経費は、町長の指定する納入組合に指定期日までに直接支払うものとする。
- 3 支払いは、一括先払いとする。ただし、価格変動による追加徴収、返金はしない。
- 4 振込手数料等に必要な一切の経費は、雑誌スポンサーの負担とする。

(広告掲載の規格)

第10条 提供雑誌における雑誌スポンサーの広告の規格は、次に掲げる規格のとおりとする。ただし、雑誌スポンサーの希望により広告を掲載しないことができる。

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面については、雑誌スポンサーの名称(会社名を含む。以下同じ。)を掲載し、掲載できる大きさは、縦4センチメートル、横13センチメートルとし、作成は図書館がおこなう。
 - (2) 提供雑誌を配置する書架に雑誌スポンサーの名称を掲載し、掲載する大きさは、A4版サイズとし、作成は雑誌スポンサーがおこなう。
 - (3) 図書館公式ウェブサイト提供雑誌名および当該雑誌スポンサーの名称を掲載する。
- 2 雑誌スポンサーは、最新号透明カバーの裏面に広告チラシを1枚貼付することができる。
 - 3 前項に規定する広告チラシは、最新号カバーに収まるもので、片面印刷とし、雑誌スポンサーが作成するものとする。
 - 4 提供雑誌に掲載する雑誌スポンサーの名称は、同一の名称を用いるものとする。

(広告掲載の責務)

第11条 広告に内容に関する一切の責任は、雑誌スポンサーが負うものとし、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、雑誌スポンサーの負担において解決するものとする。

(広告掲載の期間)

第12条 広告を掲載できる期間は、第7条第1項の規定により雑誌スポンサーとして決定した月の翌月から1年間とする。

- 2 雑誌スポンサーが広告掲載の期間の継続を希望する場合は、1年単位で継続できるものとする。

(広告内容の変更・修正)

第13条 雑誌スポンサーは、雑誌書架等に掲載した広告内容を変更しようとする場合は、大淀町立図書館雑誌スポンサー広告変更申込書(様式第4号)を提出しなければならない。

- 2 前項の申込みについては、第6条の規定を準用する。
- 3 町長は、審査の上、申込者に大淀町立図書館雑誌スポンサー広告変更承認・不承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。
- 4 掲載する広告の内容が第4条2項のいずれかに該当すると認められるときは、町長は、その内容を修正するよう指示することができる。この場合において、当該雑誌スポンサーは、広告内容の修正等に従わなければならない。

(雑誌の提供停止)

第14条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、あらかじめ大淀町立図書館雑誌提供中止通知書(様式第6号)を町長に届け出なければならない。この場合において、支払済みの雑誌経費等については第9条第3項の規定により、返戻しないものとする。

(雑誌スポンサーの決定の取消し)

第15条 当町は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第2項の規定による決定を取り消すことができる。この場合において、支払済みの雑誌経費等については第9条第3項の規定により、返戻しないものとする。

- (1) 前条の規定による中止の届出があったとき
- (2) 雑誌スポンサーが第3条第2項各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関し必要な事項は、町長が別に定める。

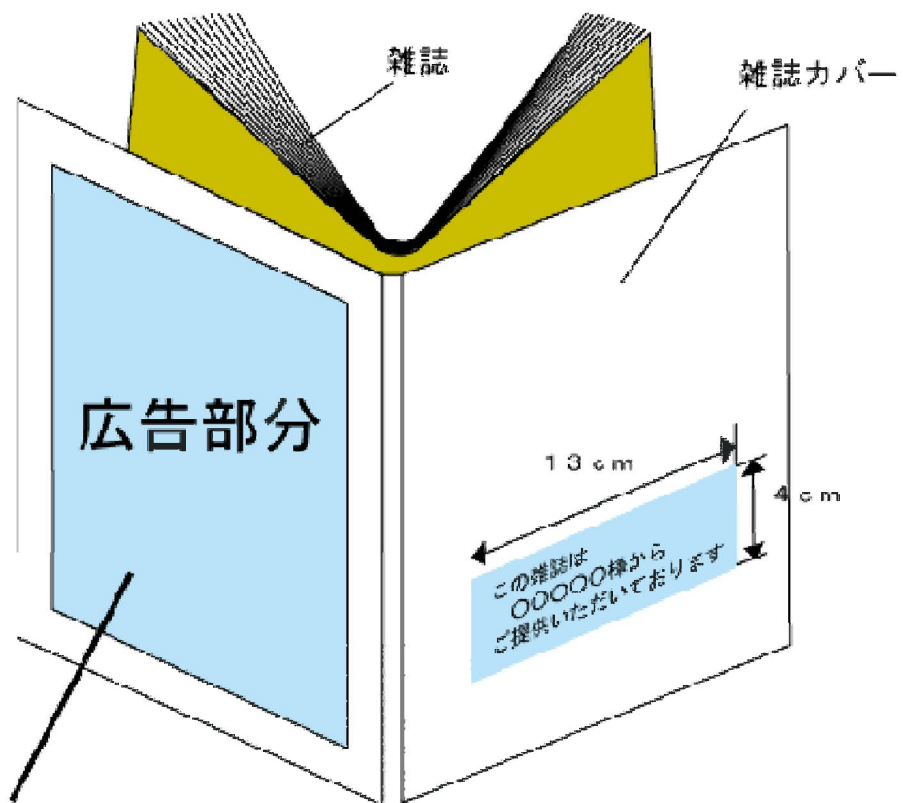
附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則(平成29年 月 日)

この要領は、平成29年 月 日から施行する。

雑誌への広告カバーのしかた



大きさはA4サイズ以内。
ただし雑誌の判型で異なります。